

精神保健福祉ネットワーク KANAGAWA

編集発行：神奈川県精神保健福祉センター No64 2015.11 〒233-0006 神奈川県横浜市港南区芹が谷 2-5-2
電話 045-821-8822 FAX 045-821-1711
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531119/#network>

神奈川県精神保健福祉センターの誕生 50 年とこれから

山田 正夫

(神奈川県精神保健福祉センター所長)

今年平成 27 年は、神奈川県精神保健福祉センターの設立 50 年の年になります。

50 年前と申しますと昭和 40 年であり、精神衛生法の改正により保健所が精神保健行政の第一線機関として位置づけられ、通院医療費公費負担制度が新設されるとともに、神奈川県精神保健福祉センターの前身である神奈川県立精神衛生センターが、中央精神衛生相談所を発展的に解消する形で誕生した年でしたが、当時はまだ都道府県や政令市に、精神衛生センターの必置義務もありませんでした。

精神障害者の医療及び保護の確保を目的とした精神衛生法は、その後の社会状況や医療の進展に応じて、精神障害者の人権に配慮する視点や精神障害者の社会復帰の促進を図ること、さらには、精神障害者の福祉向上に資することなどを法の目的に取り込みながら改正が行われ、その名称も精神衛生法、精神保健法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）と変遷し、それに連動して当センターの名称も神奈川県立精神衛生センター、神奈川県立精神保健センター、神奈川県立精神保健福祉センターと変わり、平成 14 年の精神保健福祉法の改正により、精神保健福祉センターが都道府県及び政令指定都市の必置機関とされたことに伴い、現在の神奈川県精神保健福祉センターとなりました。

この間に、当センターの事業内容も大きく変化し、精神障害者の方に対して直接支援を行う役割は薄れ、地域における第一線機関である市町村や保健所等を支援することが一義的な役割となっています。その一方で、平成 14 年には、県所管域における精神科救急に係る医療体制を 365 日 24 時間体制で担うことを目的にして当センターに救急情報課が設置され、今日では横浜、川崎、相模原の 3 つの政令指定都市と協働で精神科救急医療情報センターとしての役割を担っています。

また、現在では、精神障害者やその家族への支援に留まらず、地域住民一人ひとりの心の不調（未病）対策の支援や、心の健康度を上げるということについても当センターの役割の一つとなっておりますが、特に近年の国を挙げての自殺対策のうねりの中で、当センターでも様々な自殺対策関連事業に取り組んだことは、全ての県民の方々にメンタルヘルス対策が身近で重要な課題であることを知って頂く上で大変良い機会であったと考えております。

今後は、精神障害者を含む全ての地域住民のメンタルヘルスの推進に向け、メンタルヘルス対策全般について支援できる機関として、その機能をさらに充実させていく必要がありますが、まずは、平成 26 年にアルコール健康障害対策基本法も制定されたことなどを受けて、アルコールをはじめとする依存症対策にも更に力を入れていきたいと思っていますところ です。

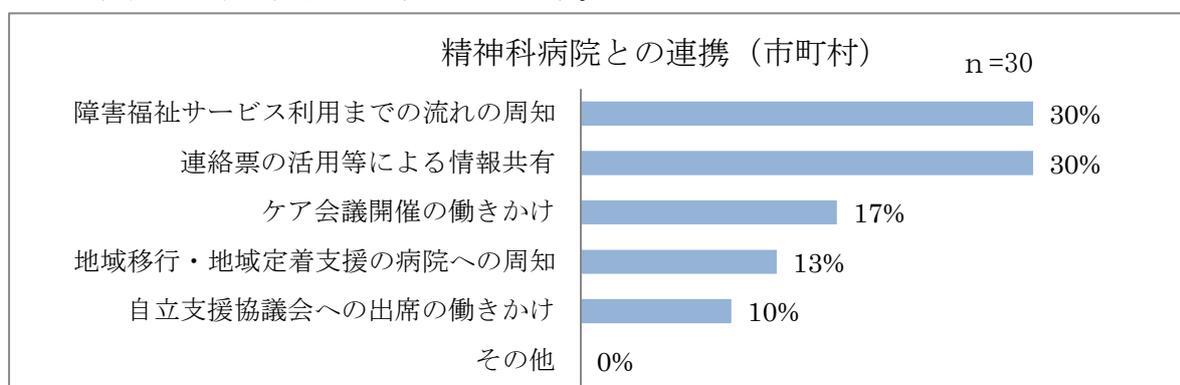
こうした中で、今回の「精神保健福祉ネットワーク KANAGAWA」では、地域移行と自殺対策についての話題を提供させていただきます。今後も「精神保健福祉ネットワーク KANAGAWA」では皆様のお役に立てる情報の提供を目指して参ります。



「入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するための調査」報告

平成 26 年度に県所管域の市町村障害福祉及び高齢福祉担当課、保健福祉事務所、市保健所並びにあんしん賃貸住宅協力不動産店等を対象に、アンケート形式により「入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するための調査」を実施したところ、次のようなことが明らかになりました。

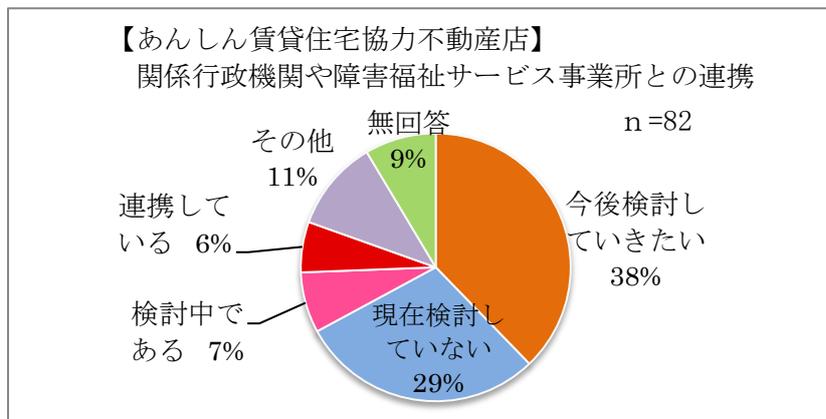
まず、精神科病院と地域との連携のための基盤づくりの重要性です。精神科病院に義務付けられた医療保護入院者退院支援委員会に地域援助事業者が出席した割合は、改正法施行後間もないという状況もありますが、わずか4%（神奈川県所管域の精神科病院対象）でした。また、10月1か月間のことではありますが、精神科病院側から市町村主管課へ全く問合せのなかった市町村も多数あり、地域における取り組みの差が顕著となっています。長期在院患者数の削減目標値を意識した、地域と病院による計画的な取り組みが必要と思われます。



次に、精神障害者が地域で生活していくためには、賃貸住宅の活用が必要と思われませんが、現状は、そのための支援策（仕組み）が不十分なことです。

あんしん賃貸住宅協力不動産店（住宅確保要配慮者への住宅の供給に協力している不動産店）では、精神障害者の入居が難しい理由として近隣とのトラブル発生の可能性、トラブルの解決法が不明、日常生活ができていないなどをあげており、入居の促進のためには、支援者・機関の明確化、本人の介護・支援情報の提供、日常生活（緊急時を含む）の支援及び家賃等保証などが必要としています。

今後、あんしん賃貸住宅協力不動産店との連携を進めるには、賃家賃保証を含む入居保証制度の充実や申し込み時に相談支援事業所等から紹介状を提供することによって支援者・機関を明確にするという仕組みづくりが不可欠であると思われま



当センターとしましては、今回の調査を踏まえながら、精神障害者の居住の場の確保・充実等の施策の推進に向けて、関係機関への支援を充実してまいりたいと考えております。

※調査報告書はホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/759916.pdf>）参照。

※「不動産店さん・大家さんのための情報ガイド 精神障がいのある方が住まいでの生活をつづけるための支援・サービス」（<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/783218.pdf>）参照。

9月は、自殺対策強化月間

◇ 自殺対策街頭キャンペーン

WHOの定める世界自殺予防デーの9月10日（木）に「神奈川県自殺対策街頭キャンペーン」を横須賀市と共催で、京浜急行線の追浜駅と横須賀中央駅周辺で行いました。県と横須賀市の相談機関案内リーフレットと自殺対策キャンペーングッズを、秋雨が降る中、2700部を配布しました。また、三浦市の協力を得て、三浦海岸及び三崎口駅でも配布しています。

当日は、吉川副知事、田神副市長をはじめ、かながわ自殺対策会議構成員、横須賀市自殺対策連絡会構成員、横須賀市のゲートキーパー、横須賀市など計56名の方々にご参加していただきました。ゆるキャラ代表で、神奈川県から「かにやお」、横須賀市から「スカリン」の参加や、田神副市長の自殺対策のアナウンスもあり、幅広い年齢層の方々に自殺対策について、理解を深めて頂ける機会となりました。



◇ 自殺対策講演会・ミニコンサート

9月26日（土）横須賀市生涯学習センター 大学習室にて、「自殺対策講演会・ミニコンサート」を開催しました。166名の方に参加をして頂きました。シンガーソングライター 辻村結實子氏の歌で、和やかな雰囲気始まり、こころとからだ・光の花クリニック院長 西（白川）美也子氏をお招きし、「若者の生きる力をはぐくむ」というテーマで、若者が抱えるこころの傷に対して大人が出来る事について講演していただきました。講演のあとに、ミニコンサート、そして辻村氏と西（白川）氏のトークタイムを開催し、大切な人を失わないために出来る事について話をして頂きました。最後に「上を向いて歩こう」を皆で歌い、参加者も講師も一体感のあるものとなりました。

◇ こころとくらしの相談会

9月27日（日）県立保健福祉大学にて、こころとくらしの相談会を開催しました。多職種の専門相談員が、心の悩みだけでなく、家庭や健康の悩み、経済的な問題、法律問題などの複合的な問題のご相談を受けました。